施工様式－３４

（建築物の解体工事用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 係 | 係　　長 | 課･所･場長 |

令和　　年　　月　　日受付　　印

法第１２条第１項に基づく書面

令和　　年　　月　　日

広島市水道事業管理者

　　　　　　（郵便番号　　－　　　　）

　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　 　　 電話番号　　　－　　　　－

次の工事について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定に基づき、同法第10条第1項第1号から第5号に掲げる事項を説明します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工事番号 | |  | | | |
| 工事名 | |  | | | |
| 工事の種類 | | 建築物の解体工事 | | | |
| 建築物の構造 | | * 木造　□鉄骨鉄筋コンクリート造　□鉄筋コンクリート造 * 鉄骨造　□コンクリートブロック造　□その他 | | | |
| 工事着手の時期 | | 令和　　年　　月　　日 | | | |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　程 | 作　業　内　容 | | 分別解体等の方法 | |
| ①建築設備・内装材等 | 建築設備･内装材等の取り外し  □有　□無 | | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用  併用の場合の理由（　　　　　　） | |
| ②屋根ふき材 | 屋根ふき材の取り外し  □有　□無 | | □　手作業   * 手作業・機械作業の併用   併用の場合の理由（　　　　　　） | |
| ③外装材・上部構造部分 | 外装材・上部構造部分の取り壊し  □有　□無 | | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 | |
|
| ④基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの取り壊し  □有　□無 | | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 | |
| ⑤その他  （　　　　　） | その他の取り壊し  □有　□無 | | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 | |
| 工事の工程の順序 | | □上の工程における①→②→③→④の順序  □その他（　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　）  その他の場合の理由（　　　　　　　　　　　　　　　　 　） | | | |
| □内装材に木材が含まれる場合 | | ①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し  □可　□不可  不可の場合の理由（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 建築物に用いられた建設資材の量の見込み | | トン・ｍ３ | | | |
| 廃棄物発生見込量 | 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分 | 種類 | 量の見込み | | 発生が見込まれる部分（注） |
| □コンクリート塊 | トン・ｍ３ | | □①　□②　□③　□④  □⑤ |
| □ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 | トン・ｍ３ | | □①　□②　□③　□④  □⑤ |
| □建設発生木材 | トン・ｍ３ | | □①　□②　□③　□④  □⑤ |
| （注）①建築設備・内装材等　②屋根ふき材　③外装材・上部構造部分　④基礎・基礎ぐい　⑤その他 | | | | |
| 備考 | | | | | |

注）□欄には、該当箇所に☑を付すこと。

（建築物の新築工事等用）

施工様式－３４－１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 係 | 係　　長 | 課･所･場長 |

令和　　年　　月　　日受付　　印

法第１２条第１項に基づく書面

令和　　年　　月　　日

広島市水道事業管理者

　　　　　　（郵便番号　　－　　　　）

　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　 　　 電話番号　　　－　　　　－

次の工事について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定に基づき、同法第10条第1項第1号から第5号に掲げる事項を説明します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 工事番号 | |  | | |
| 工事名 | |  | | |
| 工事の種類 | | 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替） | | |
| 使用する特定建設資材の種類 | | * コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 * アスファルト・コンクリート　□木材 | | |
| 工事着手の時期 | | 令和　　年　　月　　日 | | |
| 工程ごとの作業内容 | 工程 | 作業内容 | | |
| ①造成等 | 造成等の工事　□有　□無 | | |
| ②基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの工事　□有　□無 | | |
| ③上部構造部分・外装 | 上部構造部分・外装の工事　□有　□無 | | |
| ④屋根 | 屋根の工事　□有　□無 | | |
| ⑤建築設備・内装等 | 建築設備・内装等の工事　□有　□無 | | |
| ⑥その他  （　　　　　） | その他の工事　□有　□無 | | |
| 廃棄物発生見込量 | 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分 | 種類 | 量の見込み | 発生が見込まれる部分又は  使用する部分（注） |
|
| □コンクリート塊 | トン・ｍ３ | □①　□②　□③　□④  □⑤　□⑥ |
| □ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 | トン・ｍ３ | □①　□②　□③　□④  □⑤　□⑥ |
| □建設発生木材 | トン・ｍ３ | □①　□②　□③　□④  □⑤　□⑥ |
| （注）　①造成等　②基礎　③上部構造部分・外装　④屋根　⑤建築設備・内装等　⑥その他 | | | |
| 備　考 | | | | |

注）□欄には、該当箇所に☑を付すこと。

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事用（土木工事等）用）

施工様式－３４－２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 係 | 係　　長 | 課･所･場長 |

令和　　年　　月　　日受付　　印

法第１２条第１項に基づく書面

令和　　年　　月　　日

広島市水道事業管理者

　　　　　　　　（郵便番号　　－　　　　）

　　　　　　 住　所

　　　　 氏　名

　　　　 　　　電話番号　　　－　　　　－

次の工事について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定に基づき、同法第10条第1項第1号から第5号に掲げる事項を説明します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工事番号 | |  | | | |
| 工事名 | |  | | | |
| 工事の種類 | | 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）  □新築・新設工事　□維持・修繕工事　□解体工事 | | | |
| 工作物の構造（解体工事の場合のみ） | | □鉄筋コンクリート造　□その他（　　　　　　　　　　　） | | | |
| 使用する特定建設資材の種類（新築・新設、維持・修繕工事の場合のみ） | | * コンクリート　□コンクリート及び鉄から成る建設資材 * アスファルト・コンクリート　□木材 | | | |
| 工事着手の時期 | | 令和　　年　　月　　日 | | | |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　程 | 作業内容 | | 分別解体等の方法  （解体工事のみ） | |
| ①仮設 | 仮設工事　□有　□無 | | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 | |
|
| ②土工 | 土工事　□有　□無 | | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 | |
| ③基礎 | 基礎工事　□有　□無 | | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 | |
| ④本体構造 | 本体構造の工事　□有　□無 | | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 | |
| ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事　□有　□無 | | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 | |
| ⑥その他（　　　　　　） | その他の工事　□有　□無 | | □　手作業  □　手作業・機械作業の併用 | |
| 工事の工程の順序  （解体工事のみ） | | □上の工程における⑤→④→③の順序  □その他（　 　　 　　　　　　　　　　　　　　　）  その他の場合の理由（　　　 　　　　　　　　　　） | | | |
| 工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ） | | トン・ｍ３ | | | |
| 廃棄物発生見込量 | 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（維持・修繕・解体工事のみ） | 種類 | 量の見込み | | 発生が見込まれる部分又は  使用する部分（注） |
| □コンクリート塊 | トン・ｍ３ | | □①　□②　□③　□④  □⑤　□⑥ |
| □ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 | トン・ｍ３ | | □①　□②　□③　□④  □⑤　□⑥ |
| □建設発生木材 | トン・ｍ３ | | □①　□②　□③　□④  □⑤　□⑥ |
| （注）　①仮設　②土工　③基礎　④本体構造　⑤本体付属品　⑥その他 | | | | |
| 備考 | | | | | |

注）□欄には、該当箇所に☑を付すこと。